

桶川市外国人未払医療費対策事業補助金交付要綱

(平成12年2月4日告示第11号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、救急医療体制の円滑な運営に資するため、医療費の負担能力に欠ける外国人に係る救急医療に関し発生した医療費の未収金について、医療機関に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金交付規程（昭和30年桶川市規程第4号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 外国人 日本国籍を有しない者で、市内に居所等を有し、医療機関において救急医療による治療を受けた傷病者のうち、本人の責務により医療費を支払えない者をいう。ただし、原則として次に掲げる者は除く。

ア 分割払い等の手段により医療費を支払っている者

イ 親族又は雇用主等が医療費を支払っている者

ウ 生活保護法、国民健康保険等の公的医療保険制度又は労働者災害補償保険等が適用され、医療費が支払われる者

(2) 救急医療 急病又は事故等による急性期の傷病で保険診療で認められる範囲内の医療をいう。

(3) 医療機関 県内の医療機関のうち、開設者が国、独立行政法人国立病院機構又は県以外のものをいう。

(補助対象未収金)

第3条 補助の対象となる未収金は、前条第1号に定める外国人の救急医

療に係る医療費のうち、原因が当該医療機関の責めによらないもので、回収に相当な努力をしたにもかかわらず1年以上経過したものとする。

(補助基準額)

第4条 補助基準額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の算定方法（平成6年3月16日厚生省告示第54号。以下「算定方法」という。）に基づき積算される診療報酬に相当する額から支払われた額を控除した金額が1件10万円を超えるもののうちから1件あたり10万円を控除し、 $2/3$ を乗じてから1万円未満の端数を切り捨てた額とする。ただし、救命救急センターにおいて発生した医療費の未払については、救命救急センター運営費等補助金交付要綱（平成6年12月15日付け医第1132号）の補助金交付対象となる部分の金額（前年度に未収金の処理をした救命救急センターにおける医療費のうち、1月1人あたり30万円を超える部分の金額）に $2/3$ を乗じて得た金額（ただし、千円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てるものとする。）を、当該救命救急センターにおける未収金の額（算定方法に基づかないで未収金を算出している場合には、算定方法に基づく診療報酬相当額に積算し直した金額）から控除し、さらに10万円を控除し、 $2/3$ を乗じてから1万円未満の端数を切り捨てた額を補助基準額とする。

2 前項の補助基準額の算定にあたり、入院を必要としたものにあつては、患者1人あたり、入院の日から14日を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、14日を超えて補助基準額とすることができる。

3 前2項の補助基準額の算定にあたり、1件、1人当たりの未収金額が210万円を超えるときは、210万円を限度とする。

(補助額)

第5条 補助額は、前条により算定された補助基準額とする。

(交付申請書の様式等)

第6条 規程第3条第1号の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、

その提出期限は、当該年度末までとする。

第7条 規程第3条第2号及び第3号に係る書類の添付は、要しない。

2 規程第3条第4号の規程により市長が定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

(1) 補助対象年度の決算報告書抄本等（当該事業に係る未収金の存在を証明する書類）

(2) その他参考となる資料

（交付決定通知書の様式）

第8条 補助金交付決定通知書の様式は、様式第2号の外国人未払医療費対策事業補助金交付決定通知書のとおりとする。

（遂行状況報告）

第9条 補助金の交付を受けた医療機関（以下「補助事業者」という。）

は、市長の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない。

（実績報告書の様式等）

第10条 規程第6条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は、補助事業完了（補助事業廃止の場合を含む。）後30日以内とする。

（補助事業者の責務）

第11条 補助事業者は、外国人に係る未払医療費に対する責任者を定め、回収に相当な努力を行うとともに、その経過を様式第4号の外国人救急患者受診状況表等により記録しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を保管しておかなければならない。

3 前2項に規定する書類等は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の桶川市外国人未払医療費対策事業補助金交付要綱の規定は、平成12年度以降の診療に係る未払医療費から適用する。

附 則（平成16年10月22日告示第146号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式 略